令和５年度 政務活動費

政務活動費は、地方自治法および富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に交付されているものです（交付可能額：会派所属議員数×月１５万円）。

なお、収支報告書と併せて、領収書等の証拠書類のインターネット公開および窓口閲覧を行っています。

政務活動費について

政務活動費の使用状況　【令和５年度（令和５年４月～令和６年３月）】

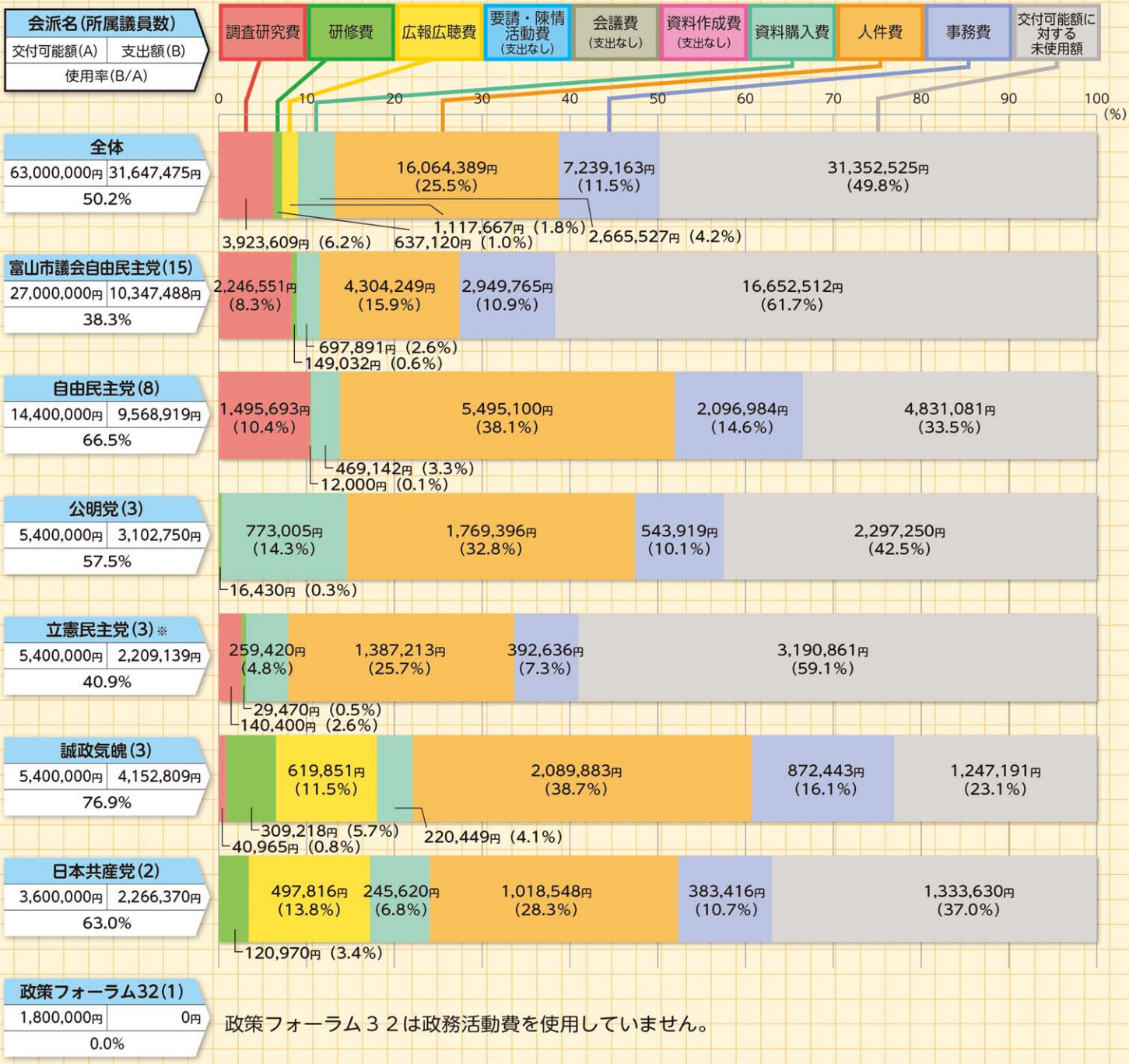

政策フォーラム３２は政務活動費を使用していません。

※令和６年４月１日に会派の名称を立憲民主市民の会から立憲民主党に変更しました。

政務活動費は、下記のように使われます。

- 調査研究費：先進地視察、調査委託等の経費
- 研修費：研修会開催、研修会参加等の経費
- 広報広聴費：市政報告会、広報紙発行、広聴会等の経費
- 要請・陳情活動費：国、県等への要請、陳情等の経費
- 会議費：各種会議に要する経費
- 資料作成費：行政課題の検討等の資料作成に要する経費
- 資料購入費：書籍、新聞、行政資料等の購入に要する経費
- 人件費：会派事務職員を雇用する経費
- 事務費：通信費、事務用品購入等の経費

次号（No.８３）は１１月２０日発行の予定です。なお、１１月上旬ごろに、ウェブ速報版を富山市議会ホームページにて公開予定です。

VEGETABLE OIL INK 「とやま市議会だより」は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。